

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 187)

【予防的取組】

- 1 小中学校で「いのちの大切さ」を実感できる授業や取組を推進してほしい。
- 2 高校での公民の授業や、法教育において被疑者・被告人の人権とともに、犯罪被害者的人権についても明確に伝えてほしい。
- 3 被害に遭った家族の内の「子供たち」に気づき、支援を行ってほしい。**
- 4 地域の安全・安心の取組が防犯に偏っており、「犯罪に遭わないための取組」ばかりが先行し、「犯罪に遭ってしまった人たちへの支援」が安全・安心まちづくりの課題として十分取り入れられていない。両者は別物ではなく（犯罪被害者は他人事ではなく）、地域で身近な問題として考えていく取組にしてほしい。

【検討結果】

犯罪の被害児童生徒への心のケアに当たっては、学校におけるカウンセリング等の教育相談機能を充実させることが重要であり、スクールカウンセラーを引き続き全ての中学校に配置することに加え、小学校への配置を拡充するなど、教育相談体制の充実を図る。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
(18) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【警察庁】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 187)

- 1 小中学校で「いのちの大切さ」を実感できる授業や取組を推進してほしい。
- 2 高校での公民の授業や、法教育において被疑者・被告人の人権とともに、犯罪被害者の人権についても明確に伝えてほしい。
- 3 被害に遭った家族の内の「子供たち」に気づき、支援を行ってほしい。
- 4 地域の安全・安心の取組が防犯に偏っており、「犯罪に遭わないための取組」ばかりが先行し、「犯罪に遭ってしまった人たちへの支援」が安全・安心まちづくりの課題として十分取り入れられていない。両者は別物ではなく（犯罪被害者は他人事ではなく）、地域で身近な問題として考えていく取組にしてほしい。

【検討結果】

警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中高生を対象とした、被害者・御遺族等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による被害者への配慮・協力への意識の涵養等に努めるほか、あらゆる機会を活用して広く国民の参加を募った、被害者・御遺族による講演会を実施し、「地域全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に引き続き努める。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

平成20年度、21年度モデル事業として安全・安心まちづくり、交通安全の集い等における被害者による講演、中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」等、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業」を実施後、全都道府県において同事業を展開している。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号188)

【被害者問題教育の推進】

被害者や被害者支援について義務教育の中で様々な理解を深める授業を進めてほしい。いじめ、暴力克服のため、非暴力的解決法、コミュニケーション能力強化法などの教育が、更なる被害者等を生まないことを指導し、これら指導を的確に行える教師を養成してほしい。

【検討結果】

非行防止教室の中で、警察などの関係機関と連携し、犯罪被害者に関する学習の充実を図る。また、児童生徒のコミュニケーション能力を高める教育活動を推進する。

【参考：関連する現行施策】

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進

(4) 学校における犯罪抑止教育の充実

【備考】

※前提事項などがある場合には、記載してください。

※要望ごとに作成してください。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府男女共同参画局】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 189)

【性犯罪被害者に対する国民の理解の増進】

性犯罪被害者の置かれている状況が十分理解されていない。性犯罪被害者の置かれている状況に光を当て広報啓発を強力に推進してほしい。現在行われている交通安全運動や児童虐待防止推進活動等のように、性犯罪被害に重点を置いた広報啓発活動を推進してほしい。

【検討結果】

内閣府において、被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害の実態について調査を実施し、性犯罪被害者の置かれた状況について国民の理解の促進に努めるとともに、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。

【参考：関連する現行施策】

V第4 2 (4) 配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施

「内閣府において、平成11年度以降実施している女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査の中で、平成17年度に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、調査を実施する。」

※該当箇所は下線部分

【備考】

女性に対する暴力に関する個別課題調査

女性に対する暴力の被害実態等の把握を目的として、「男女間における暴力に関する調査」を、3年に1回を目途に実施。

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月に2週間にわたり、国、地方公共団体、女性団体等の連携・協力の下、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を展開。

※要望ごとに作成してください。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府男女共同参画局】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 190)

【国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組】

性犯罪被害に関する実態が広く理解されるようなパンフレットの作成・配布や国民を対象にした性犯罪及び性犯罪防止意識の向上をはかるような研修などを推進してほしい。

【検討結果】

内閣府において、被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害の実態について調査を実施し、性犯罪被害者の置かれた状況について国民の理解の促進に努めるとともに、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。

【参考：関連する現行施策】

V第4 2 (4) 配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施

「内閣府において、平成11年度以降実施している女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査の中で、平成17年度に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、調査を実施する。」

※該当箇所は下線部分

【備考】

女性に対する暴力に関する個別課題調査

女性に対する暴力の被害実態等の把握を目的として、「男女間における暴力に関する調査」を、3年に1回を目途に実施。

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月に2週間にわたり、国、地方公共団体、女性団体等の連携・協力の下、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を展開。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府男女共同参画局 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 191)

【性暴力に対する認識の改善】

性暴力は、顔見知りによる被害が圧倒的に多い。見知らぬ人による性暴力のみを性犯罪として捉えている認識を改めて、施策を講じてほしい。

【検討結果】

内閣府において、被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害の実態について調査を実施し、性犯罪被害者の置かれた状況について国民の理解の促進に努めるとともに、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。

【参考：関連する現行施策】

V第4 2 (4) 配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施

「内閣府において、平成11年度以降実施している女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査の中で、平成17年度に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、調査を実施する。」

※該当箇所は下線部分

【備考】

女性に対する暴力に関する個別課題調査

女性に対する暴力の被害実態等の把握を目的として、「男女間における暴力に関する調査」を、3年に1回を目途に実施。

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月に2週間にわたり、国、地方公共団体、女性団体等の連携・協力の下、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を展開。